

# I はじめに

地震、台風、ゲリラ豪雨などによる災害は、多くのかけがえのない命や財産、平穏な生活を奪い、ときには地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらすものです。

山陽小野田市は、平成21年と平成22年の豪雨災害により、幸いにも人命に被害がなかったものの、市民の財産に多大な被害を受けました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、今までの想定を超えた規模の災害となり、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。

災害は、いつ起こるかわかりません。災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民の安全な暮らしを確保するためには、行政だけではなく、市にかかるすべての者がそれぞれの責務と役割を理解し、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

そのため、防災に対する基本理念を定めるとともに、市民、事業所、市それぞれの責務と役割を明らかにし、今後の本市における災害対策の基本方針を示す条例を制定することにより、本市が災害に強いまちづくりを推進するという決意表明を行うものです。

## II 防災基本条例の内容

### 1 総則

#### (1) 基本理念

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象や大規模な火事・爆発などの災害が起きたときに必要な支援には「自助」「共助」「公助」の三つがあります。

「自助」とは、「自らの身は自分で守る」ということで、防災対策の基本です。

「共助」とは、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」ということで、災害時、一刻も予断を許さない状況では、近隣の人と協力して被害にあった人の救助や救援をしなければなりません。これが地域を守る最も効果的方法です。

「公助」とは、市、県、国などの行政機関などによる救助活動や支援物資の提供などの公的支援です。

この三つの理念を防災の基本理念として、災害対策に取り組んでいきます。

#### (2) 地域防災計画への基本理念の反映

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山陽小野田市防災会議が作成するもので、本市の地域における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項を定め、市などの防災関係機関が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

山陽小野田市防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、防災計画の作成と実施の推進を図るために設置されるもので、市長が会長となり、市、県、国の防災担当部局やライフライン各社を始めとする公共企業などの防災関係機関の職員で構成されています。

山陽小野田市防災会議は、本市の地域防災計画を作成するときは、本条例の基本理念を反映させます。

## 2 自助

「自助」とは、「自らの身は自分で守る」ということで、防災対策の基本です。

本条例では、「市民の自助」と「事業者の自助」について規定しています。

### (1) 市民の自助

災害時に本人や家族の安全を確保するため、非常持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定などの安全対策を行い、災害に備えましょう。また、ふだんから防災について家族で話し合っておくことも大切です。

条例では、市民の皆さんに、次のような措置を講じるよう規定しています。

- 台風、地震などに備え、雨戸や屋根の補強、耐震化など居住又は使用している家屋等の安全性の確保
- 地震に備え、家具などの転倒・落下の防止
- 出火の予防
- 災害時の初期対応に必要な消火器、ラジオ、懐中電灯などの用具の準備
- 災害時の断水、避難などに備え、飲料水、食料等の備蓄・確保
- 避難所、避難経路及び避難方法の確認
- 防災に関する知識・技術の習得
- 気象情報等災害対策に必要な情報の収集
- その他自らの安全確保に必要なこと

### (2) 事業者の自助

事業者は、自らが管理する施設や設備の安全のみでなく、従業員や顧客の安全を考慮して、災害に備えましょう。

条例では、事業者の皆さんに、次のような措置を講じるよう規定しています。

- 台風、地震などに備え、屋根の補強、耐震化など使用している建物等の安全性の確保
- 地震に備え、ロッカーなどの転倒・落下の防止
- 出火の予防

- 災害時の初期対応に必要な消火器、ラジオ、懐中電灯などの用具の準備
- 災害時の断水、避難などに備え、飲料水、食料等の備蓄・確保
- 避難所、避難経路及び避難方法の確認と従業員などへの周知
- 防災に関する知識・技術の習得と従業員などへの周知
- 気象情報等災害対策に必要な情報の収集及び従業員などへの伝達手段の確認・確保
- その他従業員などの安全確保に必要なこと

### 3 共助

「共助」とは、「地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る」ということで、地域を守る最も効果的方法です。

初期消火や被災者の救出・救護などに大きな力となるのは、隣近所の人同士による助け合いで。近所づきあいやお年寄りへの声かけなど、日頃の心配りがいざというときに力を発揮します。

本条例では、「市民による共助」、「自主防災組織による共助」、「事業所による共助」について規定しています。

#### (1) 市民による共助

市民は、地域社会の一員です。地域の人の安全を確保するため、自発的な災害予防活動や災害時の避難・救護活動などに参加しましょう。

また、「市民による共助」は、組織的に活動することが有効ですので、その組織としての自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）の結成に努めるとともに、その活動に積極的に参画するようしましょう。

#### (2) 自主防災組織による共助

自主防災組織は、地域を守るために重要な役割を果たします。

自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における自主防災活動を実施し、地域住民の安全確保に努めましょう。

また、災害に備え、ヘルメット、消火器、担架、救急医療品などの自主防災活動に必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練の実施や

防災に関する研修、講習等の受講などにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めましょう。

#### (3) 事業者による共助

事業者は、地域社会の一員であり、社会的責任（地域社会に対して責任を持つ）がありますので、市民、自主防災組織と連携し、地域における自主防災活動の実施に努めましょう。

#### (4) 災害時要援護者の援護

「災害時要援護者」とは、災害時に災害に関する情報の提供や避難などに関する支援について特に配慮を要する人をいい、一般的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等があげられます。

災害時要援護者は、災害による住環境の変化への対応や避難行動、避難所での生活に困難を来すことがありますので、必要なときに必要な支援を適切に受ける必要があります。

市民、自主防災組織、事業所は、共助の理念にのっとり、災害時要援護者が災害時に安全を確保できるよう援護に努めましょう。

### 4 公助

「公助」とは、市を始め、消防・警察・県・国といった行政機関やライフライン各社を始めとする公共企業などが行う救助活動や応急対策活動などの公的支援をいいます。

条例では、市の「公助」について規定しています。

#### (1) 市の責務

市は、市民生活に最も密接に関係する行政機関のひとつであり、市民の安全を確保するため大きな責務を負っています。

条例では、市の責務について、次のとおり規定しています。

- 災害対策事業(災害の予防、応急対策、災害復旧に関する必要な対策)を推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守る。
- 地震情報、気象情報等を早期かつ正確に把握し、市民等が当該情報を入手できる体制の整備及び充実に努める。

- 防災に関する知識の普及や情報の提供を積極的に推進し、市民等の防災に関する知識及び意識の向上に努める。
- 市の災害対策事業を円滑に実施するため、国、県、他の市町及び関係機関と緊密に連携するとともに、国、県、他の市町が実施する災害対策事業に協力する。
- 災害により市内に甚大な被害が発生したときは、国、県、他の市町及び関係機関と連携協力して、早期の復旧に努めるとともに、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に努める。
- 自主防災組織の育成のため、必要な助成、研修の実施や防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の活動の促進を図るため、指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努める。
- 災害時要援護者への情報の提供や避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるとともに、災害時に災害時要援護者を援護する。また、市民、自主防災組織等が実施する災害時要援護者への援護に対し、必要な支援を行う。
- 災害に備え、防災体制の確立のための施策及び防災施設の整備を計画的に推進する。
- 災害時に必要な備蓄物資を計画的に整備する。
- 災害時に他の地方公共団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結する。

### (2) 市職員の責務

市職員は、市民の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めます。

### (3) 市の災害対策事業への協力

市民、自主防災組織及び事業所は、市が実施する災害対策事業に協力するよう努めましょう。

## 5 その他

### (1) 災害時要援護者に係る個人情報の共有

災害時要援護者を援護するためには、災害時要援護者の氏名、住所、

身体の状況などの個人情報が必要となります。

市は、災害時要援護者への情報の提供や避難を支援するための体制の整備及び援護（以下「援護等」という。）を行うため、市が所有する災害時要援護者の個人情報を必要な範囲内において、援護等のために利用することができるものとします。

また、災害時要援護者の援護を行うために必要な災害時要援護者の個人情報のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員その他の規則で定める者に対して提供できるようにします。

なお、個人情報の不当・不適切な取扱いにより個人の権利利益を侵害することがあってはいけませんので、市、自主防災組織等は、情報の共有に当たっては、災害時要援護者の個人情報の取扱いについて十分配慮するようにします。

**\* 規則で定める個人情報**

氏名、性別、生年月日、住所、身体の状況、連絡先

**\* 規則で定める者**

自主防災組織、自治会、民生児童委員、福祉員

# III 条例（本文）

## 山陽小野田市防災基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自助（第5条・第6条）

第3章 共助（第7条—第10条）

第4章 公助（第11条—第16条）

第5章 その他（第17条・第18条）

#### 附則

地震、台風、ゲリラ豪雨などによる災害は、多くのかけがえのない命や財産、平穏な生活を奪い、ときには地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらすものである。

災害は、いつ起こるかわからない。災害の恐ろしさと防災の重要性を認識し、災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民の安全な暮らしを確保することは、市に課せられた重要な責務である。

そのためには、行政だけではなく、市にかかわるすべての者がそれぞれの責務と役割を理解し、相互に連携し、協力していくことが必要不可欠である。

ここに、防災に対する基本理念を定めるとともに、市民、事業所及び市の責務と役割を明らかにし、災害に強いまちづくりを推進するという決意を表明するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、災害に強いまちづくりを推進するため、市民、事業者及び市の災害対策における責務及び役割を明らかにするとともに、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、大規模な火事又爆発等災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者、障害者等災害時に援護について特に配慮を要する者をいう。
- (6) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念（次条において「基本理念」という。）に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ、災害対策に取り組むものとする。

- (1) 自己の責任により自らを災害から守る自助の理念
- (2) 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助の理念
- (3) 市が市民等を災害から守る公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 山陽小野田市防災会議は、市の地域防災計画（法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。）を作成するに当たっては、基本理念を反映させるものとする。

## 第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、第3条第1号に規定する自助の理念（以下「自助の理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

- (1) 自らが居住し、又は使用する土地、建築物その他の工作物等の安全性の

## 確保

- (2) 家具の転倒及び物品の落下の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
- (5) 災害時に自らが必要とする飲料水、食料等の物資の備蓄又は確保
- (6) 避難所、避難経路及び避難方法の確認
- (7) 防災に関する知識及び技術の習得
- (8) 気象情報等災害対策に必要な情報の収集
- (9) その他日常生活における自らの安全の確保に関し必要な事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、並びに従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全を考え、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めるものとする。

- (1) 事業活動で使用する土地、建築物その他の工作物等の安全性の確保
- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
- (5) 災害時に従業員等が必要とする飲料水、食料等の物資の備蓄又は確保
- (6) 避難所、避難経路及び避難方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 防災に関する知識及び技術の従業員等への周知
- (8) 気象情報等災害対策に必要な情報の収集並びに従業員等への伝達の手段の確認及び確保
- (9) その他日常の事業活動における従業員等の安全の確保に関し必要な事項

## 第3章 共助

(市民による共助)

第7条 市民は、地域社会の一員として、第3条第2号に規定する共助の理念（以下「共助の理念」という。）にのっとり、自発的な災害予防の活動及び災害時における避難活動、負傷者の救護その他の災害対策に関する活動（以下「自主防災活動」という。）に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を

結成するよう努めるとともに、自主防災組織の自主防災活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

（自主防災組織による共助）

第8条 自主防災組織は、地域住民と協力し、地域における自主防災活動を実施することにより、地域住民の安全確保に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害に備え、自主防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練を実施し、及び防災に関する研修、講習等を受講することにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。

（事業者による共助）

第9条 事業者は、社会的責任を自覚し、共助の理念にのっとり、市民、自主防災組織と連携し、地域における自主防災活動を実施するよう努めるものとする。

（災害時要援護者の援護）

第10条 市民、自主防災組織及び事業者は、共助の理念にのっとり、災害時要援護者が災害時に安全を確保できるよう援護に努めるものとする。

#### 第4章 公助

（市の基本的責務）

第11条 市は、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する必要な対策（以下「災害対策事業」という。）を推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るよう努めなければならない。

2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早期かつ正確に把握し、市民、自主防災組織及び事業者が当該情報を入手できる体制の整備及び充実に努めなければならない。

3 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、市民、自主防災組織及び事業者の防災に関する知識及び意識の向上に努めなければならない。

4 市は、市の災害対策事業を円滑に実施するため、国、県、他の市町及び関係機関と緊密に連携するとともに、国、県及び他の市町が実施する災害対策事業に協力するものとする。

5 市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、国、県、他の市町及び関係機関と連携協力して、早期の復旧に努めるとともに、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に努めなければならない。

(自主防災組織の育成及び支援)

第12条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災に係る意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の自主防災活動の促進を図るため、指導的役割を担う人材の育成その他必要な支援に努めなければならない。

(災害時要援護者への支援)

第13条 市は、災害時要援護者への情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるとともに、災害時に災害時要援護者を援護しなければならない。

2 市は、第10条の規定による援護をしようとする者に対し、必要な支援を行わなければならぬ。

(災害に強いまちづくりの推進)

第14条 市は、災害に備え、防災体制の確立のための施策及び防災施設の整備を計画的に推進するものとする。

2 市は、災害時に必要な備蓄物資を計画的に整備するものとする。

3 市は、災害時に他の地方公共団体、事業者等に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

(市職員の責務)

第15条 市の職員(以下「市職員」という。)は、市民の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 市は、市職員の防災に関する知識及び技術の向上のため、市職員に対し研修の機会の提供等に努めなければならない。

(災害対策事業への協力)

第16条 市民、自主防災組織及び事業所は、市が実施する災害対策事業に協力するよう努めるものとする。

## 第5章 その他

(災害時要援護者に係る個人情報の共有)

第17条 市は、第13条第1項に規定する体制の整備及び援護（以下「援護等」という。）を行うため、市が所有する災害時要援護者の個人情報（山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を、援護等を行うために必要な範囲内において、援護等のために利用することができる。

2 市は、災害時要援護者の援護を行うために必要な災害時要援護者の個人情報のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員その他の規則で定める者に対して提供することができるものとする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。